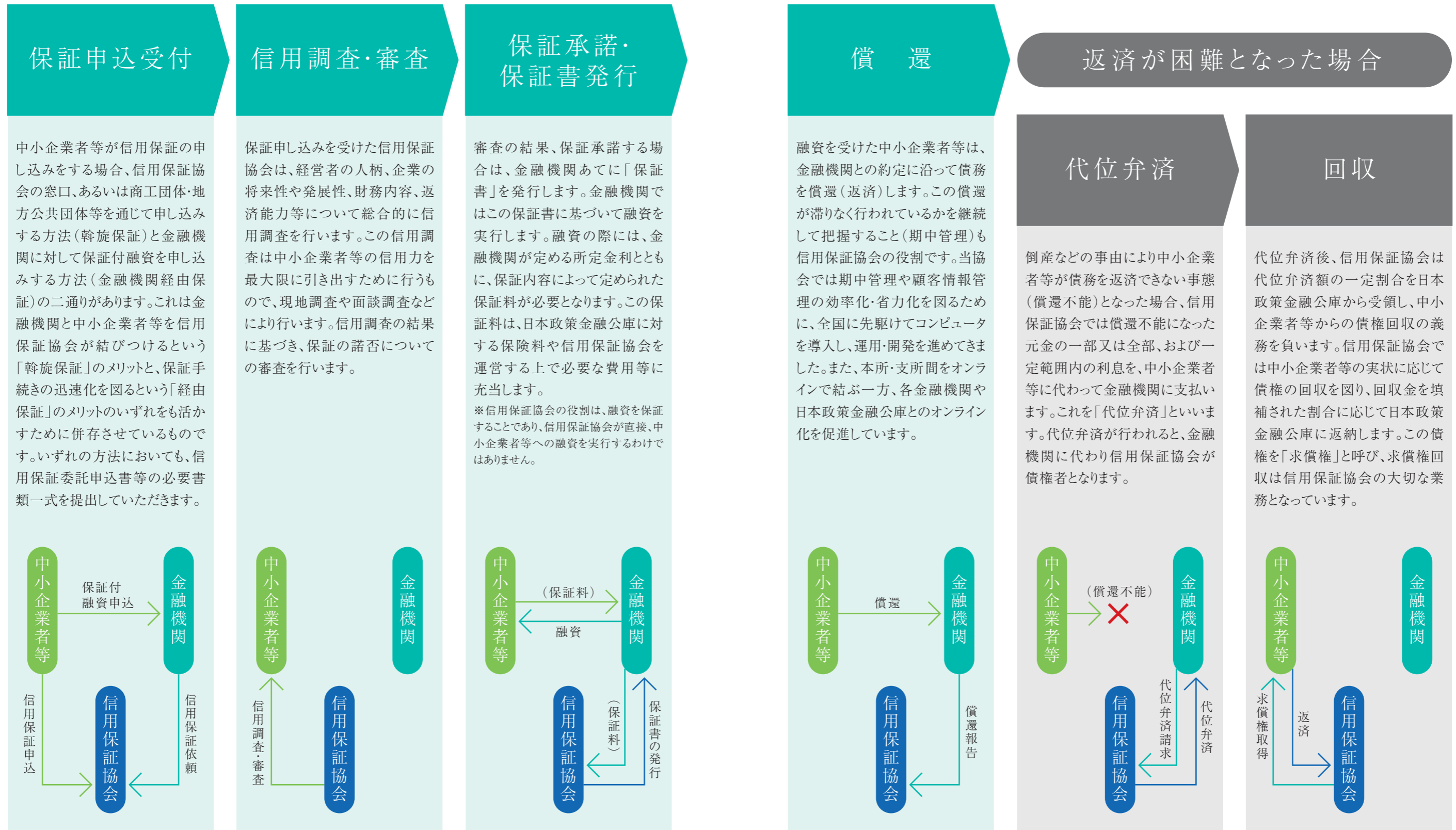


信用保証の概要

保証業務の流れ

■ 迅速・的確な業務の遂行で、中小企業の安定と発展に貢献します。



信用保証の利用について

■ 企業規模

法人は、次の資本金または常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。個人事業者の場合は、次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運送・倉庫業、建設業等)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴム製品製造業(自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。
 ※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、またはその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。
 ※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。
 ※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

■ 業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただくことができます。

ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他当協会が支援するのは難しいと判断した業種・業態についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

■ 所在地

個人の場合は、現に居住している住居または事業所を兵庫県内に有している方を対象としています。法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を兵庫県内に有している先を対象としています。ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。

■ 業歴

客観的に事業を行っていることが明らかな方を対象としています。ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによります。なお、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合があります。

■ 保証限度額

個人・会社・医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※上記の保証限度額のうち、無担保保証の限度額は8,000万円です。
 なお、無担保保証の限度額には、無担保無保証人保証の限度額1,250万円を含みます(ただし、ご利用に際しては別途要件があります)。

■ 保証期間

運転資金、設備資金ともに概ね7年以内を目安とします。ただし、個別の案件によって判断しますので、ご相談ください。なお、特別な保険を利用した保証制度や特定の目的を持って創設された保証制度、県・市町の制度融資等については、それぞれの制度の定めるところによります。

■ 資金使途

事業に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

■ 連帯保証人

次のような場合を除き、原則として法人の代表者以外の連帯保証人は不要です。

- ①実質的な経営権を有する方、許認可等名義人または申込人(法人の場合はその代表者)とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
- ②申込人(法人の場合はその代表者)が健康上の理由(高齢を含む)により、事業承継予定者である方が連帯保証人となる場合
- ③財務内容その他の経営状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合

■ 担保

必要に応じて、不動産または有価証券などを提供していただきます。

責任共有制度について

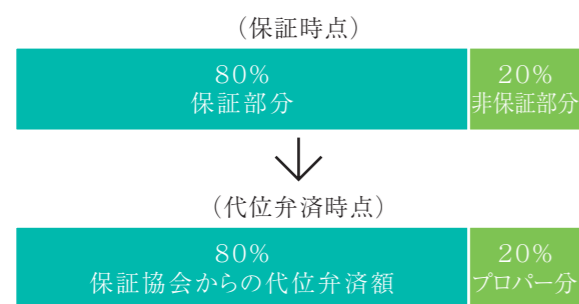
■ 責任共有制度の導入について

平成19年10月、保証協会の保証付融資について、保証協会と金融機関とが適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行およびその後における経営支援や再生支援といった中小企業に対する適切な支援を行うこと等を目的とした『責任共有制度』が導入されました。

1. 責任共有制度の概要

金融機関は、部分保証方式または又は負担金方式のいずれかの方式を選択することとなり、金融機関の負担割合は20%となります。

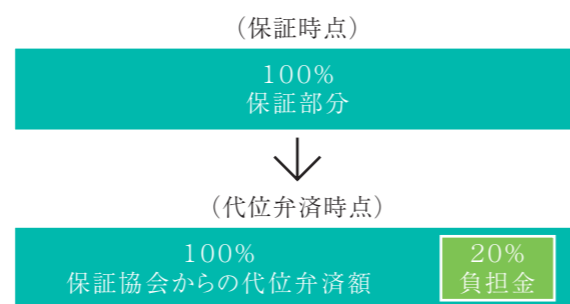
【部分保証方式の場合】



金融機関は80%部分の保証部分について、保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

※金融機関がいずれの方式を選択しているかによって、ご利用の際の保証料や保証金額に影響することはありません。
 ※部分保証を前提に創設された保証制度(特定社債保証、流動資産担保融資保証、CLO保証等)については、金融機関の選択する方式にかかわらず部分保証となります。

【負担金方式の場合】



金融機関は全額(100%)を保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に20%の負担金を保証協会に支払うこととなります。

2. 責任共有制度の対象とならない保証

円滑な制度導入の観点から、当分の間、以下に掲げる保証制度については責任共有制度の対象外制度として100%保証を継続します。

【対象除外】

- ①小口零細企業保証(全国統一の保証制度)
保証限度額:1,250万円(既保証残高を含む)
対象者:常時使用する従業員数が20人以下(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下)の個人及び法人等
- ②特別小口保険に係る保証
- ③経営安定関連保険(セーフティネット)1号~6号に係る保証
- ④災害関係保険に係る保証
- ⑤創業関連保険(再挑戦支援保証含む)、創業等関連保険に係る保証
- ⑥求償権消滅保証(流動資産担保融資保証等、部分保証を要件とする保険を利用した場合を除く)
- ⑦破綻金融機関等関連特別保証(中堅企業特別保証)
- ⑧事業再生保険に係る保証

信用保証料①

■ 信用保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた場合は、保証利用の対価として信用保証料をお支払いいただきます。いただいた信用保証料は、信用保険料や経費など信用保証制度を健全に運営する上で必要な費用に充当されます。

● 保証料率決定スキーム



信用保証料②

● 信用保証料の計算

信用保証料は、貸付金額、保証期間、保証料率、返済回数別係数に基づき、一定の計算式により算出されます。なお、1ヵ月未満の端数が生じた場合、15日以下は切り捨て、16日以上は切り上げて1ヵ月とします。

【計算式 一括返済の場合】

$$\text{信用保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証料率} \times \text{保証期間}}{12}$$

※ | 内の計算で得た率は小数点以下第3位未満切捨てとします。

<計算例>

貸付金額1,000万円、保証期間12ヵ月、保証料率1.15%
 $1,000\text{万円} \times \{1.15\% \times 12 \div 12\} = 115,000\text{円}$

【計算式 分割返済の場合】

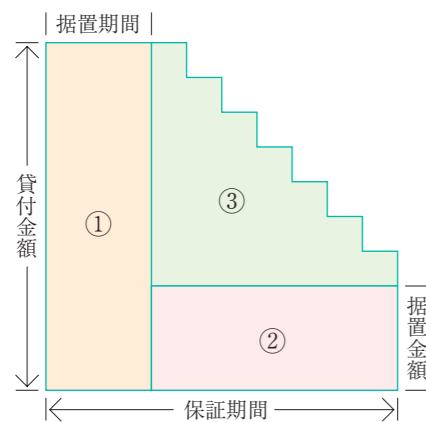
信用保証料 = ① + ② + ③

$$\text{① 据置期間部分の保証料} = \text{貸付金額} \times \frac{\text{保証料率} \times \text{据置期間}}{12}$$

$$\text{② 据置金額部分の保証料} = \text{据置金額} \times \frac{\text{保証料率} \times (\text{保証期間} - \text{据置期間})}{12}$$

$$\text{③ 分割返済部分の保証料} = (\text{貸付金額} - \text{据置金額}) \times \text{返済回数別係数} \times \frac{\text{保証料率} \times (\text{保証期間} - \text{据置期間})}{12}$$

※ | 内の計算で得た率は小数点以下第3位未満切捨てとします。



<計算例>

貸付金額1,000万円、保証期間12ヵ月のうち6ヵ月据置
 毎月100万円の均等分割返済(5回)、残額500万円期日一括払
 保証料率1.15%

$$\text{① } 1,000\text{万円} \times \{1.15\% \times 6 \div 12\} = 57,500\text{円}$$

$$\text{② } 400\text{万円} \times \{1.15\% \times (12 - 6) \div 12\} = 23,000\text{円}$$

$$\text{③ } (1,000\text{万円} - 400\text{万円}) \times 0.70 \times \{1.15\% \times (12 - 6) \div 12\} = 24,150\text{円}$$

$$\text{①} + \text{②} + \text{③} = 104,650\text{円}$$

● 返済回数別係数表

返済回数	均等分割返済	不均等分割返済
6回以下	0.70	0.77
7回以上12回以下	0.65	0.72
13回以上24回以下	0.60	0.66
25回以上	0.55	0.61

※ 返済回数別係数は、分割返済の場合の保証料を算出する際に、返済回数に応じたより実質的な保証料を算出するための数値です。

● 条件変更保証料の計算

条件変更保証料は、次の方法により計算します。

① 保証期限までに変更する場合

$$\text{条件変更保証料} = \text{変更後条件による保証料} - \text{変更前の未経過保証料}^*$$

② 保証期限後に変更する場合

$$\text{条件変更保証料} =$$

$$\text{保証期限の翌日から変更承諾日の前日までの保証料} + \text{変更後の条件に基づき算出した保証料}$$

※ 未経過保証料とは、既収保証料のうち、条件変更の承諾日(変更承諾日)から変更前の保証期限まで(未経過期間)にかかる保証料をいい、未経過期間の返済方法に応じた未経過率等を用いて、次の方法により計算します。

$$\text{未経過保証料} = \text{既収保証料} \times \text{未経過率}$$

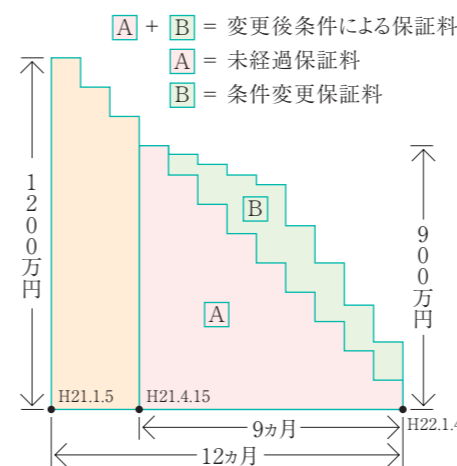
未経過率

一括返済(根保証を含む)の場合	未経過率 = 未経過期間 ÷ 当初保証期間
分割返済の場合	未経過率 = (未経過期間 ÷ 当初保証期間) ²

【条件変更保証料の計算例(あくまで一例です)】

例1) 保証期限内に返済方法を変更する場合

当初保証条件		変更後条件	
貸付金額	12,000,000円	変更後金額	9,000,000円
貸付日	H21.1.5	変更承諾日	H21.4.15
保証期限	H22.1.4	変更後期限	H22.1.4
保証期間	12ヵ月	変更後保証期間	9ヵ月(端数15日超により切り上げ)
返済方法	H21.2からH21.12まで 毎月4日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済	返済方法	H21.5からH21.8まで毎月4日に500,000円、 H21.9からH21.12まで毎月4日に 1,600,000円、残額600,000円期日返済
保証料率	1.00%	保証料率	1.00%



<計算方法>

既収保証料 78,000円

$$\text{● 未経過保証料 } \text{A} = \text{既収保証料} \times \text{未経過率}$$

$$78,000\text{円} \times (9\text{ヵ月} \div 12\text{ヵ月})^2 = 43,875\text{円} \dots \text{①}$$

$$\text{● 変更後条件による保証料 } \text{A} + \text{B} =$$

$$\text{変更後金額} \times \text{返済回数別係数} \times \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間}}{12}$$

$$9,000,000\text{円} \times 0.72 \times \left\{ \frac{1.00\% \times 9\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \right\} = 48,600\text{円} \dots \text{②}$$

$$\text{● 条件変更保証料 } \text{B} = \text{②} - \text{①}$$

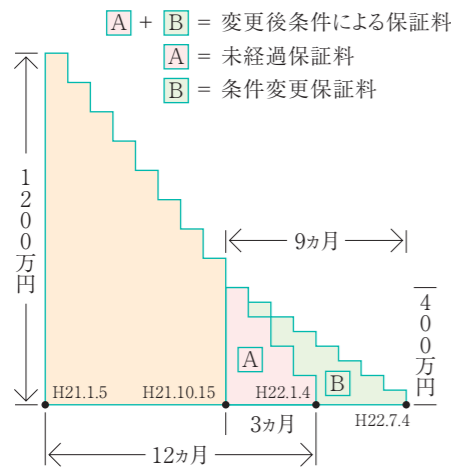
$$48,600\text{円} - 43,875\text{円} = 4,725\text{円}$$

※ 不均等返済用の返済回数別係数を適用しています。
 ※ | 内の計算で得た率は小数点以下第3位未満切捨てとします。

信用保証料③

例2) 保証期限を超えて返済方法と保証期限を変更する場合

当初保証条件		変更後条件	
貸付金額	12,000,000円	変更後金額	4,000,000円
貸付日	H21.1.5	変更承諾日	H21.10.15
保証期限	H22.1.4	変更後期限	H22.7.4
保証期間	12ヵ月	変更後保証期間	9ヵ月(端数15日超により切り上げ)
返済方法	H21.2からH21.12まで 毎月4日に1,000,000円、 残額1,000,000円期日返済	返済方法	H21.11からH22.6まで 毎月4日に450,000円、 残額400,000円期日返済
保証料率	1.00%	保証料率	1.00%



<計算方法>

既取保証料 78,000円

●未経過保証料 **A** = 既取保証料 × 未経過率
78,000円 × (3ヵ月 ÷ 12ヵ月)² = 4,875円…①

●変更後条件による保証料 **A** + **B** =
変更後金額 × 返済回数別係数 × $\left\{ \frac{\text{保証料率} \times \text{変更後保証期間}}{12} \right\}$
4,000,000円 × 0.65 × $\left\{ \frac{1.00\% \times 9\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \right\} = 19,500\text{円} \dots \text{②}$

●条件変更保証料 **B** = ② - ①
19,500円 - 4,875円 = 14,625円

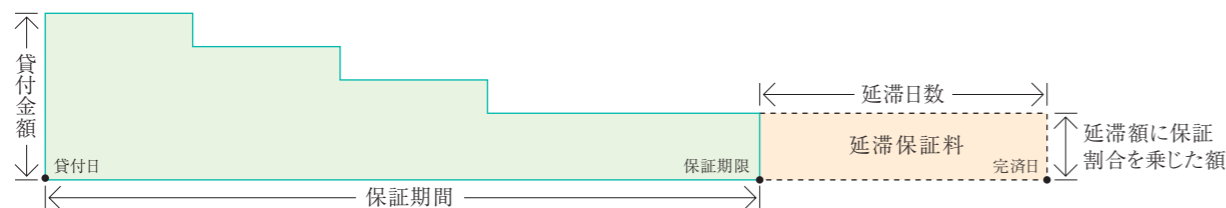
※ | |内の計算で得た率は小数点以下第3位未満切り捨てとします。

● 延滞保証料

保証期限内に借入金を返済できない場合は、延滞額に保証割合を乗じた額に対し、保証期限の翌日から完済日まで、年3.65%の割合による延滞保証料をお支払いいただきます。なお、保証期限の翌日から完済日までの日数が5日以内の場合や延滞保証料が1,000円未満の場合は、延滞保証料をお支払いいただく必要はありません。

【計算式】

$$\text{延滞保証料} = \text{延滞額} \times \text{保証割合} \times \text{延滞日数} \times \frac{3.65\%}{365}$$



<計算例> 延滞額235,000円、保証割合100%、延滞日数45日
235,000円 × 100% × 45 × 3.65% ÷ 365 = 1,057円(円位未満切り捨て)

● 保証料の分割支払

保証料は一括支払を原則としていますが、保証期間が2年を超えるもので計算した保証料が10万円を超える場合は、申し出により分割支払ができます。

● 保証料の返戻(返戻保証料)

保証期限内に借入金を完済した場合は、保証料の一部を返戻しています。返戻は次の①と②の合計金額です。(ただし、1,000円未満は返戻しません。)

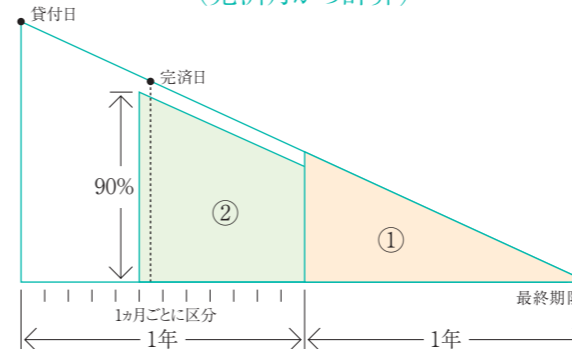
【計算式】

返戻保証料 = ① + ②

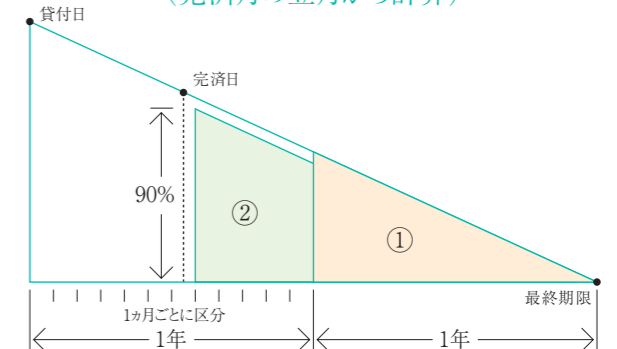
① 貸付実行日(保証条件変更の場合は変更実行日)から起算して、保証期間を1年ごとの期間に区分し、完済日の属する期間(1年間)までを除いた未経過期間(年単位)にかかる保証料

② 完済日の属する期間(1年間)については、1ヵ月ごとの期間に区分し、完済月の応答日から完済日までの日数が15日以内の場合は完済月から、また、16日以上の場合は完済月の翌月から起算した未経過期間(月単位)にかかる保証料の90%

【完済日が完済月の応答日から15日以内の場合】
(完済月から計算)



【完済日が完済月の応答日から16日以上の場合】
(完済月の翌月から計算)



<計算例>

貸付金額1,000万円、保証期間24ヵ月、均等分割返済、保証料率1.15%、当初保証料138,000円、9ヵ月目に完済

$$\text{①} 138,000\text{円} \times \left(\frac{12\text{ヵ月}}{24\text{ヵ月}} \right)^2 = 34,500\text{円}$$

$$\text{②} \{ 138,000\text{円} \times \left(\frac{12\text{ヵ月} + 3\text{ヵ月}}{24\text{ヵ月}} \right)^2 - 34,500\text{円} \} \times 90\% = 17,465\text{円(円位未満切り捨て)}$$

$$\text{①} + \text{②} = 51,965\text{円}$$

主な保証制度

(平成21年7月現在)

こんな時に	制度	対象	保証金額(カッコ内は組合の場合)	資金用途	期間	連帯保証人	担保	保証料率	
一般の事業資金を調達したい	一般保証	保証協会をご利用いただける中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)	運転・設備	概ね7年以内	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%)	
長期の事業資金を調達したい	長期経営資金保証(やくしん)	一定の要件を備えた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		5年以上15年(設備を含む場合は20年)以内			必要	責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%)
極度を設定し、スピーディかつタイムリーに資金調達したい	手形貸付根保証	保証協会をご利用いただける中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		1年以内			必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%)
	手形割引根保証	保証協会をご利用いただける中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		1年以内			必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%)
当座貸越(貸付専用型)根保証	当座貸越(貸付専用型)根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること、②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること、②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること、③次のアウのいずれかに該当すること ア 金融機関及び当協会が定めた審査基準に該当すること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を300万円以上計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ウ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を100万円以上計上し、不動産等物的担保の提供があること	100万円以上2億8,000万円以下	1年間または2年間	原則として、保証金額が5,000万円以下は不要。5,000万円超の場合は担保が必要。	責任共有保証料率:0.39~1.62%(BSなし0.98%)			
	事業者カードローン当座貸越根保証	次のすべての要件に該当する中小企業者(組合は企業組合、協業組合のみが対象) 【法人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の決算を行っていること、②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること ③金融機関および当協会が定めた審査基準に該当すること 【個人の場合】①同一事業歴が3年以上あり、2期以上の確定申告を行っていること、②申込金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること、③次のア、イのいずれかに該当すること ア 金融機関及び当協会が定めた審査基準に該当すること イ 確定申告が青色申告であり、保証申込直前期の決算において申告所得*を計上し、かつ自己名義の不動産(自宅・店舗等)を所有していること ※当座貸越、カードローンの要件(個人)にある「申告所得」とは、申告控除・専従者給与控除後の所得金額(事業所得)をいいます	100万円以上2,000万円以下				原則として不要		
急な資金ニーズに対応したい	クイック保証	次の要件①、②に該当し、法人の場合は③及び④、個人の場合は⑤に該当する中小企業者(組合は除く) ①兵庫県内で引き続き3年以上同一事業を営んでいること、②取扱金融機関との与信取引が引き続き1年以上あること 【法人の場合】③直近2期連続して経常利益を計上していること、④債務超過でないこと 【個人の場合】⑤青色申告をしているもので、直近2期連続して所得金額*を300万円以上計上していること	2,000万円以下	運転	7年以内	不要	不要	責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%)	
	クイックミニ保証	次の要件①から③に該当し、法人の場合は④および⑤、個人の場合は⑥および⑦に該当する中小企業者(組合は除く) ①兵庫県内で引き続き2年以上同一事業を営んでいること、②常時使用する従業員数が20人(商業、サービス業は5人)以下であること、③当協会の保証利用実績がある、または原則として取扱金融機関との与信取引が6ヵ月以上あること 【法人の場合】④保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、経常利益を計上していること ⑤保証申込直前期決算(12ヵ月)において、債務超過でないこと 【個人の場合】⑥保証申込直前期決算(12ヵ月)において、売上金額が1億5,000万円以下であり、所得金額*を計上していること、⑦申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書で売上金額が把握できること ※クイック・クイックミニの要件(個人)にある「所得金額」とは、申告控除・専従者給与控除前の金額をいいます	1,000万円以下		7年以内(うち据置6ヵ月以内)			責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%)	
	予約保証	次のすべての要件に該当する中小企業者 ①同一事業の業歴が3年以上あること、②申込金融機関との与信取引が1年以上あること、③ランク別保証料率が適用されること、④保証料率区分が2以上であること	2,000万円以下(貸付限度額) ただし、小口零細企業保証制度を利用する場合は500万円		5年以内			必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.60~1.90% 責任共有外保証料率:0.70~2.20%
スピーディに資金調達したい	ひょうご無担保ローン「じんそく」	兵庫県内に事業所を有し、金融機関および当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する中小企業者(法人のみ、個人、組合は除く) ①兵庫県内で引き続き2年以上同一事業を営んでいること ②直近2期(12ヵ月分×2期)以上の決算を行っていること	5,000万円以下 ただし、スーパーじんそくの残高合計が1億円を超えない範囲	運転	5年以内(うち据置6ヵ月以内)	不要	不要	責任共有保証料率:0.45~1.90%	
	ひょうご無担保ローン「スーパーじんそく」	1億円以下 ただし、じんそくとの残高合計が1億円を超えない範囲	7年以内(うち据置6ヵ月以内) 設備:10年以内(うち据置6ヵ月以内)						
資金繰りを安定させたい	経営安定関連保証(セーフティネット保証)	経済産業大臣が指定した、①大型倒産(再生手続開始申立等)の発生により影響を受ける中小企業者②取引先企業のリストラ等による事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者および近隣等に所在する中小企業者③突発的災害(事故等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者④突発的災害(自然災害等)により、影響を受ける特定の地域の中小企業者⑤業況の悪化している中小企業者⑥金融機関の破綻により当該金融機関からの借入れが困難になると、資金繰りが悪化している中小企業者⑦金融機関の相当程度の経営合理化(支店の削減等)に伴って借入が減少している中小企業者⑧整理回収機構に貸付債権が譲渡された中小企業者⑨再生の可能性があると認められる中小企業者、のいずれかに該当し、市町村から認定を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)【別枠保証】 ただし、⑥は、3億8,000万円以下	運転・設備	概ね7年以内	必要に応じて徴求	必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.80% 責任共有外保証料率:0.90%	
	緊急保証	上記経営安定関連保証の項の⑤に該当し認定を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合) 平成22年3月31日までの期間限定	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) (経営安定関連保証の残高含む)		10年以内(うち据置2年以内)			責任共有外保証料率:0.80%	
	資金繰り円滑化借換保証	一般保証または経営安定関連保証に係る既往借入金の残高がある中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)		10年以内(うち据置1年以内)			責任共有保証料率:0.45~1.90%(BSなし1.15%) 責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%)	
小口資金を調達したい	小口零細企業保証	次の要件①、②のいずれかに該当する小規模事業者 ①常時使用する従業員(組合員)数が20人以下の個人、会社、医業を主たる事業とする法人、協業組合、企業組合(商業・サービス業を営む個人、会社は従業員5人以下) ②事業協同小組合、または組合員の3分の2以上が保証対象業種を営む事業協同小組合	1,250万円以下(既保証残高含む)	運転・設備	7年以内(うち据置6ヵ月以内)	原則として不要	不要	責任共有外保証料率:0.50~2.20%(BSなし1.35%)	
	地域ふれあい保証	上記「小口零細企業保証」の対象となる方であって、次の要件①、②に該当し、法人の場合は③および④、個人の場合は⑤および⑥に該当する小規模事業者等 ①1年以上同一事業を営み今後も当該事業を継続する先で、1回以上税務申告を行っていること ②商工会または商工会議所から経営指導を受け、推薦を受けていること 【法人の場合】③保証申込直前期の決算において経常利益を計上していること、④保証申込直前期の決算において債務超過でないこと 【個人の場合】⑤保証申込直前期の決算において所得金額*を計上していること ⑥申告の種類は青色・白色を問わず、確定申告書に添付の青色申告決算書または取支内訳書(白色申告の場合)で売上金額が把握できること ※所得金額:申告控除・専従者給与控除前の金額	1,250万円以下(既保証残高含む)		7年以内(うち据置6ヵ月以内)			責任共有外保証料率:0.40~2.10%(BSなし1.25%)	
売掛債権や棚卸資産を担保に事業資金を調達したい	流動資産担保融資保証	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を有する中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)。ただし、棚卸資産を担保とする場合は法人に限る。	2億円以下	運転・設備	1年間(個別保証は1年以内)	売掛債権、棚卸資産	責任共有保証料率:0.68%		
市場から資金調達したい	特定社債保証	株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社で、経済産業省令で定める右記要件のうち、直近の決算において、基準①~③のいずれかに該当している中小企業者。ただし、ロおよびハについては、それぞれの項目に対し、いずれか1項目該当すること。 イ 純資産額 基準① 5千万円以上 3億円未満 基準② 3億円以上 5億円未満 基準③ 5億円以上 ロ 自己資本比率 20%以上 純資産倍率 2.0倍以上 1.5倍以上 1.5倍以上 ハ 使用総資本事業利益率 10%以上 10%以上 5%以上 インタレストカバレッジレシオ 2.0倍以上 1.5倍以上 1.0倍以上	4億5,000万円以下 ただし、他の保証と合算で5億円以内(ただし、経営安定関連保証等を除く)	運転	2年から7年までの1年単位	不要	保証金額2億円(発行額2億5千万円)超の場合は必要。 責任共有保証料率:0.45~1.90%		
新商品の開発などにより経営の革新を図りたい	経営革新関連保証	「中小企業新事業活動促進法」に基づく「経営革新計画」の認定を県から受けた中小企業者(個人、会社、組合)	2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ただし、新事業開拓保険を利用した場合は3億円以下(6億円以下)	運転・設備	運転:5年以内(うち据置1年以内) 設備:7年以内(うち据置1年以内)	必要に応じて徴求	責任共有保証料率:0.70% 責任共有外保証料率:0.80%		
創業したい	創業等関連保証	新規に県内で開業する方で、以下の①~⑥のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、借入金額と同等以上の自己資金を有し、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社 ⑤分社化を計画する会社 ⑥設立後5年未満の分社化された会社	1,500万円以下	運転・設備	10年以内(うち据置1年以内)	法人の代表者のみ ※代表者以外も必要となる場合があります。	不要	責任共有外保証料率:1.00%	
	創業関連保証	新規に県内で開業する方で、以下の①~④のいずれかに該当する方 ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社							
再起業したい	再挑戦支援保証	経営状況の悪化により過去に営んでいた事業を廃止または会社を解散してから5年を経過していない方で、以下の①~④のいずれかに該当する方(解散時に役員であった方も含む) ①事業を営んでいない個人で、1ヵ月以内に事業を開始する方 ②事業を営んでいない個人で、2ヵ月以内に会社を設立する方 ③事業を営んでいない個人で、創業後5年未満の方 ④事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後5年未満の会社	1,000万円以下 ただし、創業関連保証と再挑戦支援保証の合算限度額	運転・設備	10年以内(うち据置1年以内)	不要	責任共有外保証料率:1.00%		

※対象となるのは、原則として兵庫県内で保証対象業種を営み(法人の場合は、事業実態のある本店または事業所を、個人の場合は現に居住している住居または事業所を有する方)、許認可等を必要とする業種は当該許認可等取得して
※原則として、代位弁済を受け、その残高が残っている方はご利用いただけません。

いる中小企業者です。 ※主要要件のみを記載しており、これ以外にも要件等がある場合があります。 ※ご利用には審査がありますので、ご希望に添えない場合もあります。

ひょうご無担保ローン「スーパーじんそく」のご案内

ひょうご無担保ローン「スーパーじんそく」は、中小企業の皆さまの資金ニーズに迅速に対応することを目的とした金融機関との提携保証商品です。本保証商品は、幅広い資金ニーズにお応えできるように、資金使途を運転資金だけでなく設備資金についても対象としていますので、ぜひご利用ください。

【メリット】

- 無担保で1億円までの長期保証が可能です
- スピーディーでタイムリーな保証です(原則として3営業日以内に保証の可否を回答します)

【スーパーじんそくの概要】

主な融資対象者	兵庫県内に事業所を有し、金融機関及び当協会が定めた審査基準に該当し、次のすべての要件に該当する中小企業者(法人のみ、組合は除く) ①兵庫県内で引き続き2年以上同一事業を営んでいる ②保証対象業種を営み、許認可等を必要とする業種は、当該許認可を取得している ③税務署の受付印がある直近2期(1期は12ヵ月)の決算書を提出できる
資金使途	運転資金・設備資金(不動産取得資金は除く)
保証金額	1億円以内
保証期間	運転資金7年以内・設備資金10年以内(いずれも据置期間6ヵ月以内)
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	法人の代表者を除き不要
担保	不要

※上表は制度の概要を示したものです。詳細についてはご相談下さい。

「スーパーじんそく」は金融機関との提携保証商品ですので、申し込みについては取扱金融機関にお問い合わせください。

※取扱金融機関は当協会ホームページ(<http://www.hosyokyokai-hyogo.or.jp>)に掲載しています。

「流動資産担保融資保証制度」のご案内

流動資産担保融資保証制度は、中小企業を持つ資産である流動資産(売掛債権および棚卸資産)を担保とした借入について当協会が保証し、中小企業の資金調達が多様化および円滑化を図るための制度です。当協会では、不動産担保に依存しない流動資産担保融資保証制度は中小企業者の資金調達手段を広げる有効なものと考え、今後も積極的に利用を推進してまいります。

【メリット】

- 不動産担保は不要です 営業取引等から発生した売掛債権や棚卸資産を担保に借入ができます
- 資金繰りを改善します 取引先からの入金を待たずに資金調達が可能です
- 低保証料率を適用します 保証料率は融資額に対して年0.68%(責任共有保証料率)です
- 借入可能額が拡大されます 一般の保証とは別に、2億5,000万円を限度としたお借り入れが可能となります(ただし所定の審査があります)

【流動資産担保融資保証制度の概要】

主な融資対象者	国内事業者に対する売掛債権または棚卸資産を保有する中小企業者 なお、棚卸資産を担保とする場合は、法人に限ります。
資金使途	運転資金・設備資金
保証金額	2億円以内(借入限度額は2億5,000万円以内)
保証期間	根保証:1年間 個別保証:1年以内
貸付利率	金融機関所定利率
連帯保証人	法人の代表者を除き不要
担保	売掛債権(売掛金債権、運送料債権、工事請負代金債権、診療報酬債権等) 棚卸資産(商品仕入れによる在庫商品、製造業における製品在庫、原材料等) (何れか一方のみを担保とすることもできます)

※上表は制度の概要を示したものです。詳細についてはお問い合わせください。

「緊急保証制度」のご案内

世界的な景気の悪化や原材料価格の高騰等により経営環境が悪化し、事業資金の調達に支障を来たしておられる中小企業者を支援するため、平成20年10月31日から「原材料価格高騰対応等緊急保証制度(平成21年4月27日から名称を『緊急保証』に変更)」の取り扱いを開始しました。本保証制度は、低保証料率や別枠といった有利な条件で借入ができるため、制度創設以来、大変多くの方々にご利用をいただいております。なおこの制度は、平成22年3月31日までの取り扱いとなっています。

【メリット】

- 一律0.8%の低保証料率を適用します
- 通常の保証とは別枠で対応します(ただし、既存の経営安定関連保証を含む)

【緊急保証制度の概要】

主な融資対象者	中小企業信用保険法第2条第4項第5号(セーフティネット5号認定)の規定に基づき、経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を行う中小企業者であって、次の事由のいずれかに該当することについて、市町長の認定を受けた方
資金使途	経営の安定に必要な運転資金および設備資金
保証金額	既存の経営安定関連保証の残高と合わせて2億8,000万円以内
保証期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
貸付利率	金融機関所定利率
保証料率	0.80%
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
担保	必要に応じ徴求

※上表は制度の概要を示したものです。詳細についてはご相談下さい。

【緊急保証制度の承諾状況】

	20年11月	20年12月	21年1月	21年2月	21年3月	20年度(11月~3月)
全保証承諾	74,961	147,013	65,202	72,818	94,947	454,941
うち緊急保証	52,430	116,780	51,002	53,492	65,686	339,389
構成比	69.9%	79.4%	78.2%	73.5%	69.2%	74.6%
前年比(経営安定5号との比較)	4691.7%	1131.3%	636.0%	566.9%	635.9%	865.2%

平成20年11月から平成21年3月までの5ヵ月間で339,389百万円の保証承諾を行い、同期間の保証承諾全体に占める構成比は74.6%となりました。

【平成20年度業種別保証承諾状況】

業種区分	平成20年11月~平成21年3月 緊急保証			
	件数	構成比	件数	構成比
製造業	3,548	22.7%	85,041	25.1%
農業漁業	2	0.0%	70	0.0%
鉱業	9	0.1%	295	0.1%
建設業	4,282	27.4%	86,038	25.4%
卸売業	2,385	15.2%	70,343	20.7%
小売業	2,338	14.9%	39,071	11.5%
飲食店	664	4.2%	7,127	2.1%
運送・倉庫業	665	4.3%	18,013	5.3%
サービス業	1,149	7.3%	21,982	6.5%
不動産業	601	3.8%	11,338	3.3%
その他の産業	1	0.0%	80	0.0%
合計	15,644	100.0%	339,389	100.0%

【平成20年度金融機関群別保証承諾状況】

金融機関区分	平成20年11月~平成21年3月 緊急保証			
	件数	構成比	件数	構成比
都市銀行	1,699	10.9%	59,524	17.5%
地方銀行	1,447	9.2%	34,021	10.0%
第二地方銀行	2,024	12.9%	53,664	15.8%
信用金庫	9,134	58.4%	167,771	49.4%
信用組合	1,281	8.2%	22,037	6.5%
その他	59	0.4%	2,372	0.7%
合計	15,644	100.0%	339,389	100.0%

当協会では、増加する保証申込に迅速に対応するため、保証相談担当者の増員、年末営業日の延長および土・日・祝日の営業実施等を行い、年末や年度末等の資金需要に対応しました。今年度も、丁寧・迅速な対応を心掛け、中小企業者の皆さまへの円滑な資金供給に万全の体制で臨んでまいります。

その他の保証制度

制 度	概 要	対 象	保証金額 ()内は組合
公害防止保証	県知事または経済産業局長が公害防止のため必要と認定した資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	5,000万円以下(1億円以下)
エネルギー対策保証	経済産業大臣が指定したエネルギーの使用の合理化に資する施設または石油代替エネルギーを使用する施設の設置に係る資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
海外投資関係保証	経済産業省令に定める海外直接投資事業に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
新事業開拓保証	「新事業開拓保険に係る新事業認定実施要領」に基づき、新事業として協会が認定した事業に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	2億円以下(4億円以下)
事業再生保証	法的な再建手続を実施する中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証	民事再生手続又は会社更生手続を申し立てた中小企業者であって、再生計画認可後3年経っていない、かつ再生計画を完遂していない中小企業者	2億円以下
一括支払契約保証	納入企業が保有する売掛債権の早期現金化を促進するために、支払い企業の買掛債務に対して行う保証	買掛金債務を負担する支払企業 ただし、保証料を負担するのは売掛金債権を有する納入企業	10億円以下 ただし、普通保険(経営安定関連特例分を除く)、無担保保険(経営安定関連特例分を除く)、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下
災害関係保証	風水害、火災、地震等により激甚災害に指定された災害の復旧に必要な資金について行う保証	激甚災害による被災区域に事業所を有し、災害を受けた中小企業者(個人、会社、医療法人、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
労働力確保関連保証	県知事が認定した改善計画に従って雇用管理の改善を行うのに必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
中小小売商業関連保証	経済産業大臣等が認定した高度化事業計画に従った高度化事業等に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
商店街整備等支援関連保証	県知事が認定した商店街整備等支援計画に従った高度化事業の実施に必要な資金について行う保証	公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
伝統的工芸品支援関連保証	経済産業大臣が認定した支援計画に従った伝統的工芸品産業を支援する事業に必要な資金について行う保証	公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
地域伝統芸能等関連保証	地域伝統芸能等の活用行事に関連して実施される特定事業等に必要な資金について行う保証	市町村長が認定した中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
特定事業活動等関連保証	省エネルギー、フロン等特定物質の使用の合理化、リサイクルの促進等の事業または設備の導入等に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
エネルギー使用合理化事業活動関連保証	県知事が承認した事業計画に従って行われる、工場または事業場で行うエネルギーの使用の合理化に資する施設の設置等、特定事業活動に係る資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	エネルギー対策保険 4億円以下(8億円以下) ただし、一般分を含む
小規模事業者支援関連保証	商工会および商工会議所と連携して小規模事業者の経営の改善または発展を支援する事業に必要な資金について行う保証	公益法人	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
中心市街地商業等活性化関連保証	主務大臣等が認定した特定事業計画または中小小売商業高度化事業計画に従って市街地の整備改善などに必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)、公益法人	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ただし、公益法人については、普通保険2億円、無担保保険8,000万円
中心市街地商業等活性化支援関連保証	主務大臣等が認定した認定中小小売商業高度化支援等事業に必要な資金について行う保証	特定会社、公益法人	普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分(特定会社)及び中心市街地商業等活性化関連特例分(特定会社、公益法人)を含む
異分野連携新事業分野開拓関連保証	主務大臣が認定した異分野連携新事業分野開拓についての計画の実施に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険 4億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
経営基盤強化関連保証	主務大臣が承認した経営基盤強化計画に従って行われる将来の経営革新に寄与するための経営基盤の強化に関する事業に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
特定新技術事業活動関連保証	特定中小企業者が国等からの特定補助金等を利用した事業に必要な資金について行う保証	特定中小企業者(個人、会社、組合)	新事業開拓保険 3億円以下(6億円以下) ただし、一般分、他の特例分を含む
特定信用状関連保証	海外現地法人の資金調達を支援する措置として、スタンドバイ信用状による資金調達について行う保証	外国法人の経営を実質的に支配していると認められる中小企業者	普通保険について限度額別枠 2億円以下
経営資源活用関連保証	県知事が認定した経営資源活用新事業等に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○新事業開拓保険 3億円以下(6億円以下)。ただし、一般分、他の特例分を含む
特定中小企業再生支援関連保証	経済産業大臣の認定を受けた特定中小企業再生支援事業等に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
事業再生円滑化関連保証	私的整理手続を実施する中小企業者の事業資金ニーズに対応するために行う保証	金融機関からの取引の支援が得られており、事業の再建の合理的な見通しが認められる中小企業者で、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。 (1)特定認証紛争解決手続(特定ADR)によって事業再生を図ろうとするもの。 (2)再生支援協議会の指導又は助言を受け事業再生を図ろうとするもの。	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
下請振興関連保証	主務大臣の承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を行うために必要な資金について、振興事業を実施する親業者に対する売掛金債権を担保として行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下
流通業務総合効率化関連保証	主務大臣が認定した流通総合効率化事業についての計画の実施に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
特定研究開発等関連保証	経済産業大臣の認定を受けた特定研究開発等計画の実施に必要な資金について行う保証	中小企業者(個人、会社、組合)	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○新事業開拓保険 3億円以下(6億円以下)。ただし、一般分、他の特例分を含む
地域産業集積関連保証	県知事の承認を受けた「企業立地計画」及び「事業高度化計画」の実施に必要な資金について行う保証	承認を受けた企業立地計画に従って同意集積区域において企業立地を行う中小企業者、又は、承認を受けた事業高度化計画に従って同意集積区域において事業高度化を行う中小企業者	普通・無担保・特別小口について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)
地域産業資源活用事業関連保証	地域産業資源活用事業の実施に必要な資金について行う保証	認定を受けた地域産業資源活用事業計画書に従って地域産業資源活用事業を行う中小企業者	○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険について4億円以下(6億円以下)。ただし、一般分、他の特例分を含む
農工商等連携事業関連保証	中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業活動を促進するための保証	「[中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律]第2条第1項に掲げる[中小企業者]」かつ、「[中小企業信用保険法に規定する「中小企業者」]であって、主務大臣の認定を受けた「農工商等連携事業計画」を実施しようとする中小企業者	○普通・無担保・特別小口について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下) ○流動資産担保保険について限度額別枠 2億円以下 ○新事業開拓保険について4億円以下(6億円以下)。ただし、一般分、他の特例分を含む
農工商等連携支援関連保証	中小企業者と農林漁業者との事業活動の連携を支援する事業を促進するための保証	要件を満たす「[一般社団法人]」、「[一般財団法人]」、「[特定非営利活動法人]」であって、主務大臣による農工商等連携支援事業計画の認定を受けたもの	普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円
経営承継関連保証	中小企業における経営者の死亡又は退任等に起因する経営の承継に伴い、議決権株式や事業用資産等の取得等多額の費用を要する事由が生じたことにより事業活動の継続に支障が生じることに對し、中小企業者への融資に対して行う保証	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 2億8,000万円以下(4億8,000万円以下)

主な兵庫県制度融資

(平成21年7月現在)

資金名	申し込みのできる方	資金使途	融資条件		
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)
新分野 進出資金	事業応援貸付	・融資を受けた後、概ね2年以内に売上増加が見込まれる方 ・創業または新分野進出後、1年以上5年以内で、さらなる発展を目指す方	1億円	1.95%	10年(2年)
	第二創業貸付	・現在の事業と異なる新しい分野に進出する方			
	経営革新貸付	・新商品の開発、生産など新たな取り組みにより経営革新を行う方 ・「中小企業技術評価制度」で一定以上の評価を得るなど、成長が期待される方 ・後継者不在により事業継続が困難となっている方から事業譲渡等により円満に事業を取得しようとする方(M&Aや、社内従業員等による事業承継を含む) ・海外進出を行う方			
	新事業創出貸付	・産学連携・事業連携による新製品・新技術開発、ものづくり・IT分野における新製品・新技術の開発を行う方、生活・サービス産業における新規事業開発などに取り組む方 ・地域資源を活用して新たな事業展開を目指す方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方、または新たに営もうとする方			
設備促進 資金	設備活性化貸付	・新製品製造のための機械、設備の新設を行う方 ・当該製品等の売上高が10%以上増加する設備の能力増強を行う方	3億円	1.55%	10年(2年)
	設備更新貸付	・生産ラインの見直しなどのため、設備の更新を行う方			
	先端技術・ 情報整備貸付	・先端技術集約機器の導入または先進技術の開発を行う方 ・情報化投資を行おうとする方または情報サービスを営む方等	2億円		
	食品安全貸付	・食品の安全のため、食品関連施設において衛生上必要とする機器を導入する方(融資対象機器については、県生活衛生課に確認が必要)			
立地 資金	拠点地区進出貸付	・県が指定した拠点地区に進出する場合で、県内常用雇用者を11人以上(但馬、丹波、淡路地域は県内常用雇用者6人以上)雇用する方	25億円※ (特認50億円)	1.35%	15年(2年)
	産業団地進出貸付	・県が定める産業団地に土地を購入または賃借(定期借地を含む)し、進出しようとする方(土地購入後3年以内に事業を開始することが必要)	5億円※ (特認10億円)	1.75%	10年(2年)
観光 商業 設備 資金	観光・ 商業設備貸付	・観光施設(ドライブイン、レストハウス等)およびレクリエーション施設(スポーツ施設、教養・文化施設等)の整備を行う方 ・商店街および小売市場の環境整備・店舗の増改築を行う方	企業 7,000万円 組合 1億4,000万円	1.95%	企業 7年(1年) 組合 10年(1年)
ユニバー サル 資金	観光施設 ユニバーサル貸付	・宿泊施設等の観光施設を有しており、バリアフリー化・国際化対応を伴う建築・修繕・改修を行う方	2億円	1.55%	10年(2年)
	事業所 ユニバーサル貸付	・障害者・高齢者を雇用する方、または事業所内保育施設・勤労者福祉施設等の設置・修繕・改修を行う方			
開業 資金	新規開業貸付	・経験、資格を生かして、新たに事業を開始する方 ・特許法等に基づく出願により登録を受け、その技術を用いて開業する方	資格・経験あり 3,500万円	1.75%	7年(1年)
		・新規に個人で、または会社を設立して事業を開始する方 (経験・資格等がない場合)	資格・経験なし 2,500万円		
	再挑戦貸付	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方	1,000万円	10年(1年)	

※ただし、保証限度額は1企業2億8,000万円、1組合4億8,000万円です。

制 度	申し込みのできる方	資金使途	融資条件		
			限度額	利率	融資期間 (据置期間)
経営 安定 資金	経営円滑化貸付	・最近3か月間の売上額が前年同期に比べて3%以上減少している方 ・最近3か月間の利益率が前年同期に比べて3%以上減少している方など	1億円	1.35%	10年(2年)
	連鎖倒産防止貸付	・県または国が指定した倒産事業者に対して、50万円以上の債権を有する方 ・国が指定した事業活動の制限により、経営の安定に支障が生じている方	5,000万円		7年(1年)
	金融変化対策貸付	・取引先金融機関の破綻・合併等により資金調達に支障が生じている方(第6号) ・金融機関の再編・合理化等により借入金が減少している方(第7号)		1億円	2.20%
	企業再生貸付	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関等による支援体制が構築され、再生が見込まれる方 ・整理回収機構へ貸付債権が譲渡された者のうち、再生が見込まれる方等	10年(1年)		
借換 資金	借換貸付	・兵庫県中小企業融資制度およびその他の保証付融資の既往借入金について、約定返済中でありかつ借換による返済負担の軽減により経営の安定・改善が見込まれる方(ただし、立地資金・短期資金(期日一括返済分)・経営活性化資金・金融機関プロパー融資・市町制度融資・金融安定化特別保証融資等は対象外)	県制度 融資等 返済資金 および 運転資金	10年(2年)	
長期資金	・長期の一般的な事業資金を必要としている方	企業 5,000万円 組合 1億円	10年(2年)		
短期資金	・短期の一般的な事業資金を必要としている方 ・貿易(輸出・輸入)のための資金を必要とする方	・運転	3,000万円	1.60%	1年または 6ヵ月
小規模 資金	小規模無担保貸付	・常時雇用する従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者で、この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が4,000万円以下の方	2,500万円	1.95%	7年(6ヵ月)
	無担保・ 無保証人貸付	・常時雇用する従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者で、この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下の方(ただし、申込前1年間において、所得税、法人税、事業税または県民税もしくは市町民税の所得割・法人税割のいずれかの税額が課税され、当該税額を完納していることが必要)	1,250万円	1.75%	
	特別小規模貸付	・常時雇用する従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模事業者で、この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が1,250万円以下の方(商工会・商工会議所の推薦を受けた場合は保証料率の割引あり)			
経営 活性化 資金	・取扱金融機関と1年以上の与信取引のある法人・個人(ただし、個人事業主については青色申告を行っている方)	5,000万円 (運転資金 のみは 3,000万円)	金融機関 所定	5年(6ヵ月) (運転資金 のみは 3年(なし))	

※上記制度の利用には、別途要件が定められており、認定等を要するものもあります。詳細につきましては、別途お問い合わせください。